参考様式3-1

原状回復に関する確認書

　利用権の設定を受ける農地に係る附属物（農地を付合した物を含む。以下同じ）について、地権者と耕作者は協議の上、下記のとおり原状回復の範囲及びその内容を確認した。

記

１　利用権の設定を受ける農地

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在 | 面積  （㎡） |  | 借受時 | | | | | | | 返還時 | | | | | |
|  | ほ場  除草 | | ほ場  耕転 | | 畦畔  除草 | | 写真 | ほ場  除草 | | ほ場  耕転 | | 畦畔  除草 | |
|  | 済 | 未 | 済 | 未 | 済 | 未 | 要 | 不 | 要 | 不 | 要 | 不 |
|  |  |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
|  |  |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
|  |  |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
|  |  |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
|  |  |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
|  |  |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
|  |  |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |

２　農地に係る附属物

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 既存の附属物  （台数、規模等） | 設置時期 | 借受時 | | | | 返還時 | | | | |
| 破損等  の有無 | | 具体的な状況 | 写真 | 修繕 | | 交換  改植 | | 具体的な状況 |
| 有 | 無 | 要 | 不 | 要 | 不 |
|  |  | ☐ | ☐ |  |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |  |
|  |  | ☐ | ☐ |  |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |  |
|  |  | ☐ | ☐ |  |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |  |
|  |  | ☐ | ☐ |  |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |  |
|  |  | ☐ | ☐ |  |  | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 新設する附属物  （台数、規模等） | 設置者 | 設置者の  収去義務 | | 具体的な収去方法 |
| 要 | 不 | （設置者の具体的な対応） |
|  |  | ☐ | ☐ |  |
|  |  | ☐ | ☐ |  |
|  |  | ☐ | ☐ |  |
|  |  | ☐ | ☐ |  |
|  |  | ☐ | ☐ |  |
|  |  | ☐ | ☐ |  |
|  |  | ☐ | ☐ |  |
|  |  | ☐ | ☐ |  |

３　その他の取り決め

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 質問者 | 内容 | 回答・結果 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

本確認書のとおり、農地に係る附属物の状況並びに原状回復の範囲及びその内容（公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下、「公社」という。）は耕作者の履行補助者に該当しないことを含む。）を確認しました。

年月日

|  |  |
| --- | --- |
| 地権者  （自署） | 住　　所 |
|  | 氏名又は法人名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印  （代表者名） |
|  | 連 絡 先 |

年月日

|  |  |
| --- | --- |
| 耕作者  （自署） | 住　　所 |
|  | 氏名又は法人名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印  （代表者名） |
|  | 連 絡 先 |

写真台紙

撮影日：　　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 番号 |
| 番号 | 番号 |
| 番号 | 番号 |
| 番号 | 番号 |

別添

原状回復に関する確認書の作成及び保管に関する注意事項

１　該当する項目（済・未 / 要・不 / 有・無）について、地権者及び耕作者は現地で確認した上で、☑印を手書きで記載すること。

２　原本２通を作成の上、地権者及び耕作者が原本を各自で保管すること。また、耕作者は公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）及び当該農地の所在する自治体（以下「地元自治体」という。）に対し、写しを提出すること。

３　本確認書の枚数が２枚以上にわたる場合、各文書の継ぎ目に等分に掛かる契印を押すこと。また、本確認書の上に誓約書並びに連帯保証人承諾書を重ね、割印を押すこと。

４　本確認書を提出後、変更及び修正等が生じた場合、耕作者は連帯保証人及び公社、地元自治体に対し、報告すること。

５　地権者及び耕作者の双方の視点で、農地及び農地に係る附属物ごとに「箇所」を確認し、借受時の状態並びに消耗の状況を写真等に撮影して添付すること。

６　写真台紙については、用紙サイズの種類は問いません。

連帯保証人に関する注意事項

１　連帯保証人については、以下の(1)から(4)のうち、２人以上を選定すること。

　(1) 安定した収入のある３親等以内の親族　　(2) 職場の上司、同僚又は組合等耕作者が属する団体の者

　(3) 友人、知人等安定した収入のある者　　　(4) 親会社、子会社、関連会社等の法人

２　連帯保証人は公社に対し、別添「連帯保証人承諾書」を提出すること。また、原状回復の責任の限度額を定めること。なお、

新設する附属物がある場合の限度額は、専門業者等から見積を徴する等の方法により記載すること。

３　耕作者は連帯保証人に対し、以下の情報を提供すること。

　(1) 耕作者自身の財産及び収支の状況

　(2) 耕作者が耕作者以外の者に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

　(3) 耕作者が本確認書の原状回復の責任について耕作者に担保を提供していない事実

４　公社は連帯保証人から本確認書の原状回復に関する問い合わせがあった場合は、連帯保証人に対し必ず回答すること。

５　公社は本確認書の原状回復の責任が喪失した場合は、連帯保証人に対し必ず通知すること。

利用権の設定を受ける農地及び農地に係る附属物に関する補足事項

１　地権者は農地について、利用権の設定に当たって、農業上の利用の増進を図るために必要な措置（農地の適正な管理）を講ずること。

２　自然的な劣化・消耗等（経年変化）及び耕作者の通常の使用により生ずる消耗等については、地権者が負担することが望ましい。

３　耕作者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による消耗等については、耕作者が負担すること。

４　公社及び地元自治体は、利用権の設定を受ける農地の原状回復に係る紛争には関与し、農地に係る附属物の原状回復に係る紛争には関与しないこと。ただし、両者間で関与することが適当だと判断された時は、この限りでない。

５　利用権の設定を受ける農地の契約期間中において、地権者及び耕作者の間で契約期間延長又は再契約の意向が確認できた場合は、農地及び農地に係る附属物について、返還時における原状回復の履行を新たに設定される契約期間の終了日まで延長できる。

６　既存の附属物については、耕作者と地権者又はその他の者との間で、賃貸借、使用貸借、譲渡等の契約を結ぶ場合、公社及び地元自治体に対し、契約書等の写しを提出すること。

７　新設する附属物については、耕作者が事業参加者となって農業経営に係る補助事業により設置した場合、補助事業実施主体と協議の上、撤去又は移設の検討を行うこと。

８　新設する附属物については、設置者が収去義務を負うこと。ただし、地権者が収去しないことに同意している場合は、設置者は収去義務を負わない。また、収去義務を負わない場合の費用請求は、設置者が直接地権者に請求すること。

９　残存する耐用年数については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項別表第一又は別表「減価償却資産の耐用年数一覧」、営農計画書、青年等就農計画認定申請書等を参考にすること。

別表「減価償却資産の耐用年数一覧」

１　附属物の耐用年数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 構造・用途 | | 細目 | 耐用  年数 |
| 建  物 | 木造のもの | | 倉庫用、作業場用のもの | 15 |
| 木骨モルタル造のもの | | 14 |
| レンガ造・石造・ブロック造のもの | | 34 |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造のもの | | 38 |
| 金属造 | 骨格材の肉厚が４mm超のもの | 31 |
| 骨格材の肉厚が３mm超４mm以下のもの | 24 |
| 骨格材の肉厚が３mm以下のもの、軽量鉄骨 | 17 |
| 簡易建物 | | 木製主要柱が10cm角以下でトタンぶきなど | 10 |
| 堀立造のもの及び仮設のもの | 7 |
| その他 | ビニールハウス | | 主として金属造のもの（骨格部分が金属製） | 10 |
| その他のもの（骨格部分が木造） | 5 |
| 構  築  物 | 主としてコンクリート造、れんが造、石造またはブロック造のもの | | 斜降索道設備および牧さく（電気牧さくを含む） | 14 |
| その他のもの 頭首工、えん提、用水路、かんがい用配管、貯水そう、あぜなど） | 17 |
| 主として金属造のもの | | 斜降索道設備 | 14 |
| その他のもの（農用井戸、散水用配管など） |
| 主として木造のもの | | 斜降索道設備、牧さく（電気牧さくを含む）など | 5 |
| 主として土管のもの | | 暗きょ、農用井戸、かんがい用配管など | 10 |
| その他のもの | | 薬剤散布用およびかんがい用ビニール配管など | 8 |

２　生物の耐用年数

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 細目 | 耐用  年数 |  | 種類 | 細目 | 耐用  年数 |
| かんきつ樹 | 温州みかん | 28 |  | びわ樹 |  | 30 |
|  | その他 | 30 |  | くり樹 |  | 25 |
| りんご樹 | わい化りんご | 20 |  | 梅樹 |  | 25 |
|  | その他 | 29 |  | かき樹 |  | 36 |
| ぶどう樹 | 温室ぶどう | 12 |  | あんず樹 |  | 25 |
|  | その他 | 15 |  | すもも樹 |  | 16 |
| なし樹 |  | 26 |  | キウイフルーツ樹 |  | 22 |
| 桃樹 |  | 15 |  | 茶樹 |  | 34 |
| 桜桃樹 |  | 21 |  | オリーブ樹 |  | 25 |

　３　耐用年数を経過している場合の使用可能期間（簡便法による算出方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 法定耐用年数の全部を経過している場合 | 法定耐用年数の全部を経過していない場合 |
| 法定耐用年数×20％ | (法定耐用年数－経過期間)＋(経過期間×20％) |

※簡便法により算出した年数に1年未満の端数があるときは、その端数は切捨。その年数が2年に未満の場合は2年とする。